

調 査 業 務 写 真 管 理 基 準

調査業務写真管理基準目次

1 章	総	則	管	1					
2 章	深	浅	測	量	管	1			
3 章	探	査	工	管	1				
4 章	土	質	調	査	管	1			
5 章	環	境	調	査	管	1			
6 章	気	象	・	海	象	調	査	管	1

1 章 総 則

総則は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第 1 章総則によるものとする。

2 章 深浅測量

深浅測量は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第 2 章深浅測量によるものとする。

3 章 探査工

探査工は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第 3 章探査工によるものとする。

4 章 土質調査

土質調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第 4 章土質調査によるものとする。

5 章 環境調査

環境調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第 5 章環境調査によるものとする。

6 章 気象・海象調査

気象・海象調査は、水産庁漁港漁場設計・測量・調査等業務共通仕様書 調査管理基準第 6 章気象・海象調査によるものとする。

余白